

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川区子ども家庭総合センター一時保護児童移送業務委託	No.5200197
工（納）期	令和 9年 3月31日	
契約締結日	令和 8年 4月 1日	
契約金額	推定総額 2,651,880円（消費税込み）	

契約相手方	企業組合 ロマン交通  (法人番号：7011505001178)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	複数単価契約

業者選定理由書

<p>件 名</p>	<p>荒川区子ども家庭総合センター一時保護児童移送業務委託</p>
<p>指名業者 (案)</p>	<p>名 称 企業組合 ロマン交通                  代表者 代表理事 太田 武二                  所在地 東京都荒川区西尾久六丁目19番7号</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、一時保護中の児童の原籍校までへの移送を委託するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 本件は、虐待や養育困難、ネグレクトなど様々な理由で一時保護された児童の通学支援のために移送を行うものであり、通学時の児童が精神的に不安な状態になった場合等にも適切な支援や対応が図れるよう、受託事業者には、福祉事業に関する豊富な知識と経験を有する添乗員のいる事業者であることが求められる。また、本件は児童の保護状況に左右される業務であるため、柔軟な対応が求められる。</p> <p>② 上記業者は、「福祉的配慮が可能な添乗員の確保」と「センター公用車を使用した運行」という二つの条件を満たし、区内に拠点を置いていることから地域の交通事情や学校等の位置関係を熟知しているため確実な履行が期待できる。</p> <p>③ また、上記業者は令和7年度も本件を受託しており、履行状況は良好である。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号                  （性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p>